裁判員の資格に関する事項

法律に定められた裁判員になれない事由

欠格事由(法第14条)・・・一般的に裁判員になることができない人

国家公務員法38条の規定に該当する場合

(国家公務員になる資格のない場合。主なものは次のとおり。)

- 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 懲戒免職の処分を受け,当該処分の日から2年を経過していない者

学校教育法に定める義務教育を終了しない者

(義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者を除く。)

禁錮以上の刑に処せられた者

心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

就職禁止事由(法第15条)・・・裁判員の職務に就くことができない人

- · 国会議員
- · 国務大臣
- ・ 国の行政機関の幹部職員
- ・ 裁判官及び裁判官であった者
- ・ 検察官及び検察官であった者
- ・ 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)及び弁護士であった者
- ・ 弁理士
- · 司法書士
- 公証人
- ・ 司法警察職員としての職務を行う者

- ・ 裁判所の職員(非常勤の者を除く。)
- ・ 法務省の職員(非常勤の者を除く。)
- 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤の者を除く。)
- ・ 判事,判事補,検事又は弁護士となる資格を有する者
- ・ 学校教育法に定める大学の学部,専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授
- · 司法修習生
- ・ 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。)の長
- · 自衛官
- 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者
- ・ 逮捕又は勾留されている者

不適格事由(法第17条・18条)

・・・その事件について裁判員になることができない人

被告人又は被害者

被告人又は被害者の親族又は親族であった者

被告人又は被害者の法定代理人,後見監督人,保佐人,保佐監督人,補助人又は補助監督

人

被告人又は被害者の同居人又は被用者

事件について次のような関わりがある者

- ・ 告発又は請求をした者
- ・ 証人又は鑑定人になった者
- ・ 被告人の代理人,弁護人又は補佐人になった者
- ・ 検察官又は司法警察職員として職務を行った者

- ・ 事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行い,又は補充員として検察審査 会議を傍聴した者
- ・ いわゆる付審判決定,略式命令,上訴審で破棄差し戻しとなった場合等における原判決 又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者(受託裁判官として関与した場合を 除く。)。

裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者

辞退事由(法第16条)・・・裁判員になることを辞退することができる人

年齢70年以上の者

地方公共団体の議会の議員(会期中の者に限る。)

学校教育法1条,82条の2又は83条の学校の学生又は生徒(常時通学を要する課程に 在学する者に限る。)

過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者

過去1年以内に裁判員候補者として27条1項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者(34条7項の規定による不選任の決定があった者を除く。)

過去5年以内に検察審査会法の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり,裁判員の職務を行うこと又 は裁判員候補者として27条1項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困 難な者

- ・ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
- ・ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
- その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に

著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

・ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。